提供先21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表63の項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若し くはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
	尼克八政员共 这和人
提供先22	国家公務員共済組合
提供先22 ①法令上の根拠	国家公務員共済組合 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若し くはその算定の基礎となる事項に関する情報)
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若し
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上

提供先23	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表66の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律 第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若し くはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
。 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
· 沙徒铁刀法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先24	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
© ## ★ 注	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先25	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73の項
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若し くはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
。 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IZE IX 7 J / Z	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先26	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収 に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IAC DOCTOR	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先27	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する 事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
9 使快力法	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先28	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先29	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表84の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金で ある給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥担供士 注	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先31	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IRE IVO J IA	[] フラッシュメモリ []紙
	[] その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先32	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
(の)定鉄刀法	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先33	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IAE IX 7 J /A	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[] その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先34	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表89の項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦につ いての便宜の供与に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
	<選択肢>
④提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 1) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
る本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
る本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
る本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
る本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇] 情報提供ネットワークシステム

提供先35	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表90の項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
0 使快力法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先36	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先37	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92の項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六 十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先38	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先39	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表98の項
②提供先における用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職 業転換給付金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
9 使供力法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先40	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
○担州士 注	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先41	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108の項
②提供先における用途	災害 思念の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害 思念を表しくは災害 障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[] その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先42	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事 務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期∙頻度	照会を受けたら都度

提供先43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理 を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表124の項
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先44	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の 支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3)10万人以上100万人未満
る本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
る本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
る本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
る本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇] 情報提供ネットワークシステム

提供先45	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表129の項
②提供先における用途	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
· ●徒氏月本	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先46	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号 附則第四十八条第一項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表130の項
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
。 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⊎ik i⊼/J/A	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先47	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© REVOTA	[] フラッシュメモリ []紙
	[] その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先48	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用 の負担又は療養費の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先49	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表138の項
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済 組合法等を廃止する等の法律(以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により 厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
。 ⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少徒供力法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先50	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表140の項
①法令上の根拠 ②提供先における用途	
	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表140の項 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表140の項 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若し
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表140の項 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表140の項 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表140の項 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人以上100万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表140の項 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成十三年農業者年金基金法(第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 5)1,000万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表140の項 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律第百四十二条において「平成十三年農業者年金を正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先51	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表141の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
(⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
9. 使快力法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先52	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表142の項
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事 務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()

提供先53	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地 域生活支援事業の実施に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IZE IX 7 J IZ	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先54	総務大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表147の項
②提供先における用途	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有する ものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥担州士 注	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
のルドバル	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先56	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表152の項
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給 に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥担供士注	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先57	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
。 ⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少提供 月本	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先58	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表156の項
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先59	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
· 沙淀铁万法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
②提供先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公 的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑤提供力法	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先61	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IAE IVOJ IA	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先62	域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六 号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表163の項
②提供先における用途	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
。 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
SIM IN I IM	[] フラッシュメモリ []紙
	[] その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先63	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表164の項
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
(⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[] その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
₩ # CA	如关内目和市
提供先64	都道府県知事
提供先64 ①法令上の根拠	都退府県知事 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項 「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生 労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項 「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生 労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に 関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若し
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項 「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項 「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項 「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項 「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生 労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 100万人以上 100万人
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項 「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 1 100万人以上 1 100万人以上 1 100万人以上 1 100万人以上 1 100万人以上 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

提供先65	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表166の項
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
9 旋拱力法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先66	文部科学大臣
①は今 Lの担 ^{thn}	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表167の項
①法令上の根拠	田的周知(000年)(上版目 171年)(400年)
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若し
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先67	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表168の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学 大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© REVOTA	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[] その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先68	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IE IV/J IA	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先69	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表170の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
9 使供力法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
担併生70	
提供先70	文部科学大臣
提供先70 ①法令上の根拠	文部科学大臣 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表171の項
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表171の項 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表171の項 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若し
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表171の項 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表171の項 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表171の項 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表171の項 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) 【選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表171の項 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先71	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表172の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
◎ ## + :+	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先72	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表173の項
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先73	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、地方税法第317条
②提供先における用途	所得税の更正決定、修正申告の勧奨等
③提供する情報	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、本市が所得を計算して個人住 民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、本市が所得を計算して個人住民 税を課した所得税申告者
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] [] [] [] [] [] での他 (LGWAN)
⑦時期·頻度	該当者が判明した場合に送付する。1年間に約3回
提供先74	春日部市教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第11号に基づく番号利用条例第5条第1項
②提供先における用途	就学援助の実施に関する事務(番号利用条例第5条第1項 別表第三)
③提供する情報	住民税の課税対象者情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[〇]その他 (庁内ネットワーク)
⑦時期·頻度	月次で連携

添付資料(Ⅱ ファイルの概要(1)_移転先21以降)

移転先21	市民課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表128項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[]庁内連携システム []専用線
。 ⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
₩ 19 1	[] フラッシュメモリ []紙
	[〇]その他 (庁内ネットワーク)
⑦時期·頻度	随時で連携
移転先22	生活支援課
移転先22 ①法令上の根拠	生活支援課 番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第2項
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第2項 生活保護法に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務に準じた外国人に対する保 護措置に関する事務(番号利用条例第4条第2項 別表第2の3の項) 住民税の課税対象者情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第2項 生活保護法に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務に準じた外国人に対する保 護措置に関する事務(番号利用条例第4条第2項 別表第2の3の項)
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第2項 生活保護法に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務に準じた外国人に対する保 護措置に関する事務(番号利用条例第4条第2項 別表第2の3の項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第2項 生活保護法に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務に準じた外国人に対する保 護措置に関する事務(番号利用条例第4条第2項 別表第2の3の項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第2項 生活保護法に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務に準じた外国人に対する保 護措置に関する事務(番号利用条例第4条第2項 別表第2の3の項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第2項 生活保護法に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務に準じた外国人に対する保護措置に関する事務(番号利用条例第4条第2項 別表第2の3の項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 []庁内連携システム []専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第2項 生活保護法に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務に準じた外国人に対する保護措置に関する事務(番号利用条例第4条第2項 別表第2の3の項) 住民税の課税対象者情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 []庁内連携システム

移転先23	こども支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第2項
②移転先における用途	春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に基づくひとり親家庭等医療費の助成に関する 事務(番号利用条例第4条第2項 別表第2の7の項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
◎19 1 47 174	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[〇] その他 (庁内ネットワーク
⑦時期·頻度	随時で連携
移転先24	高齢者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第2項
②移転先における用途	春日部市重度要介護高齢者手当支給条例に基づく重度要介護高齢者手当の支給に関する事務(番号 利用条例第4条第2項 別表第2の8の項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[]庁内連携システム []専用線
@14 *- + :+	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[〇] その他 (庁内ネットワーク
⑦時期·頻度	随時で連携

移転先25	障がい者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第2項
②移転先における用途	春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例に基づく重度心身障害者医療費の助成に関する 事務(番号利用条例第4条第2項 別表第2の10の項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
○ 19 年以 月 法	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[〇] その他 (庁内ネットワーク
⑦時期·頻度	月次で連携
移転先26	障がい者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第4条第2項
②移転先における用途	春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例に基づく在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務 (番号利用条例第4条第2項 別表第2の11の項)
③移転する情報	住民税の課税対象者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日時点で春日部市に住民票をおく者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥投 転士注	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[〇]その他 (庁内ネットワーク)
⑦時期•頻度	